

<奥州市からのお知らせ>

岩手県外の医療機関での妊婦・産婦・乳幼児一般健康診査・新生児聴覚検査の受け方

妊婦一般健康診査（第1～15回、子宮頸がん検診）、産婦健康診査（産後2週間・産後1か月）、新生児聴覚検査及び乳幼児一般健康診査（1か月・6か月・9か月・1歳児）を岩手県外の医療機関で受ける場合、奥州市と受診予定の医療機関と委託契約を行い、受診票を利用できるようにする手続きが必要になります。ただし、委託契約ができない場合は償還払い方式による助成を受けることができます。

つきましては、岩手県外で標記健診の受診を希望する場合は事前に分娩を希望する病院に連絡後、担当課へご連絡ください。委託契約の確認後に、下記1・2のいずれかに該当するかお知らせします。

1 委託契約可能	<p>そのまま受診票の使用が可能です。</p> <p>※奥州市の委託料金を上回る場合、その差額は自己負担となります。</p>
2 委託契約不可能	<p>償還払いの該当になります。一旦医療機関で料金を自己負担した後、担当課窓口で申請手続きをしてください。</p> <p>※奥州市の委託料金を上回る場合、その差額は自己負担となります。</p> <p>(1) 償還払いの申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託外医療機関が発行した健康診査に係る領収書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・明細がわかるもの ・妊婦一般健康診査分は妊婦本人の名前の領収証 ・産婦健康診査分は産婦本人の名前の領収証 ・新生児聴覚検査分は妊婦または乳児の名前の領収証 ・乳幼児一般健康診査分は乳幼児の名前の領収証 ②申請者の印鑑 ③払い込みを受ける口座がわかるもの（通帳） ④母子健康手帳 ⑤未使用分の受診票 <p>(2) 請求期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊婦一般健康診査 健診日より1年以内 ②産婦健康診査 健診日より1年以内 ③新生児聴覚検査 検査日より1年以内 ④乳幼児一般健康診査 健診日より1年以内

注意 奥州市外に転出された場合、奥州市の受診票は使用できません。転出先の市町村にお問い合わせください。

【担当課】	奥州市健康こども部健康増進課	親子みらい係	TEL：34-2171
	江刺総合支所 健康福祉グループ	健康増進担当	TEL：34-2523
	前沢総合支所 市民福祉グループ	健康増進担当	TEL：34-0275
	胆沢総合支社 健康福祉グループ	健康増進担当	TEL：46-2977（健康増進プラザ悠悠館）
	衣川総合支所 市民福祉グループ	健康増進担当	TEL：34-2370